

北京事務所開設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当事務所は、本年4月に中華人民共和国北京市に事務所を開設し、6月から本格的に北京事務所の業務を開始する運びとなりました。

中国の経済的発展を背景に日中双方向での投資が活発化するなか、当事務所の高度なリーガルサービスを日中両言語で、且つ、日中両地においてご提供できる環境を整えることで、中国ビジネスにかかわる様々な分野で包括的且つ高度なリーガルサービスをご提供することができると考えております。

北京事務所開設を契機として、これまで以上に充実したサービスの提供に努めて参る所存です。

北京事務所の連絡先等は、次の通りです。北京市の中心部に位置しており、また、中国語に堪能な岡田早織弁護士が首席常駐代表として、甲斐史朗弁護士が常駐代表として常駐いたします。現地においても日本語でご相談いただけますので、何卒お引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日本西村朝日法律事務所駐北京代表処
(西村あさひ法律事務所北京事務所)

〒100025 北京市朝陽区建国路81号華貿中心
第1オフィスタワー17階06号室

電話: 86-10-8588-8600

ファックス: 86-10-8588-8610

アクセス: http://www.jurists.co.jp/files/cn_sim/location.html

中国における消費者金融会社の設立解禁とその取り組みについて

1. 内需拡大政策における消費者金融会社の位置付けとその需要

近年の国際経済の不振を受け、2008年秋以降、中国は、財政、金融を駆使して内需拡大政策を推進しています。そして、2009年7月22日には「消費者金融会社試行管理弁法」(以下「本試行弁法」といいます。)が施行され、民間消費刺激策の一貫として、中国において消費者金融会社の設立が解禁されました。

2010年に入ってから、主務官庁である銀行業監督管理委員会(以下「銀监会」といいます。)の認可を得て実際に設立・開業に至り、大型家電量販店と提携して活発に活動する例や、外資100%出資による消費者金融会社の設立例も出る等注目されています⁽¹⁾。

これまで中国で行われてきた個人向けの与信手段は、商業銀行が中・高所得者向けに行う住宅ローン、自動車ローン、クレジットカード業務等が主であり、圧倒的多数を占める中・低所得者が与信を受ける手段は、制度面でも運用面でも豊富とはいえませんでした⁽²⁾。今回導入された消費者金融会社は、耐久消費財やサービスの購入のための短期的且つ小口の与信を行う新たな与信主体であり、これまで商業銀行の与信サービスを受けられなかった個人に新たな金融サービスの選択肢を与えることで、内需主導の経済成長を推進する役割が期待されているようです。

もともと、中国の消費者金融会社は、従事可能な与信業務

本ニューズレターの執筆者



なかしま
中島 あずさ

アソシエイト
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: info@jurists.co.jp)

の内容や、消費者への与信をめぐる法的・制度的環境等が日本のそれと異なる面も少なくありません。以下では、本試行弁法が定める消費者金融会社のアウトライン、規制等をご紹介した上で、実際の設立例、課題についてもコメントします。

2. 本試行弁法が定める消費者金融会社のアウトライン、規制等

(1) 想定される業務

消費者金融会社が消費者向けに行うことができる主な与信業務は、①(住宅ローン及び自動車ローンを除く)個人向け耐久消費財ローン、及び②一般用途の個人消費者ローンです(16条)。

① 個人向け耐久消費財ローン

消費者金融会社が従事可能な与信業務のうち、前記①の個人向け耐久消費財ローンは、「消費者金融会社が、約定された家電、電気製品等の耐久消費財(建物及び自動車を除く。)に用いる資金を、取扱店を通じて借入人に貸し付けること」とされ(34条)、「取扱店を通じて」という文言から、消費者金融会社が販売店に商品代金の立替払いをする販売信用型のサービスが想定されていると思われます。

② 一般用途の個人消費者ローン

もう一つの与信業務である前記②の一般用途の個人消費者ローンは、「消費者金融会社が個人及び家庭用の旅行、結婚、教育、内装等の資金を借入人に対し直接に貸し付けること」とされ(35条)、こちらは、資金が借入人に直接払われる、消費者金融型のサービスが想定されていると思われます。

特徴的なのは、この②の一般用途の個人消費者ローン(消費者金融型サービス)は、①の耐久消費財ローンの利用を申請したことがあり、且つ、返済記録の良好な個人のみを対象とする点です(17条)。

即ち、本試行弁法は、消費者金融会社が設立当初から全ての借入人に対して①及び②の業務の両方を同時にスタートすることを認めず、まず①の個人向け耐久消費財ローン(借入人には直接資金を提供せず、消費者金融会社から販売店へ

の立替払いを行うタイプのサービス)を行い、その利用実績からみて一定の信用が認められた個人に対してのみ、②一般用途の個人消費者ローン(借入人に直接資金を提供するタイプのサービス)を実施するという、段階的な展開を予定しています。その理由を、銀監会は、「一般用途の個人消費者ローンが(法が想定しない用途に)流用されることを防ぐため」と説明しています⁽³⁾。

(2) 消費者金融会社の最低資本金

本試行弁法が消費者金融会社に要求する最低資本金は3億円(約40億円)です(8条)。

中国がノンバンク金融機関に要求する資本金額は一般にやや高いのですが(自動車金融会社の場合5億円、ファイナンスリース会社の場合1億円)、中国の地方商業銀行の最低資本金が1億円(約13億円)であることと比べても、消費者金融会社に求められる資本的基礎は、小さなものではありません。日本の貸金業者の場合には純資産額が2000万円以上(本年6月18日からは5000万円以上)⁽⁴⁾であることが登録条件であることを考えると、単純な比較はできないものの、日本と比べかなり高い参入条件が課されているといえると思います。

(3) 出資者の条件

本試行弁法は、消費者金融会社の出資者となるために一定の条件を要求しています(6条、7条)。出資者の条件は、出資比率が50%を超えるか否かに応じて、主要な出資者(出資比率が50%以上の出資者)と一般の出資者(主要な出資者以外の出資者)に区分されそれぞれ若干異なる条件が求められるのですが、企業類型上の条件としては、主要な出資者、一般の出資者いずれも、「国内外の金融機関又は銀監会が認めたその他の出資者」であることとされており、「国内外の」という文言から、中国国外の金融機関等も中国の消費者金融会社の出資者となることができることが分かります。但し、中国国外の金融機関が出資者となるためには、「中国国内に代表処を設立して2年以上であるか、又は既に分支機構を設立しており、中国の市場に対する十分な分析及び検討をし、且つ、所在国(地域)の金融監督管理当局が既に銀監会と良好

な監督管理提携システムを確立していること。」という条件も併せて要求されています(6条9号、7条)。中国国外の金融機関については、中国において既知であり、且つ、良好な主体と認識されている金融機関のみを出資者と認める趣旨のようです。

その他にもいくつか出資者の条件が定められており、例えば出資比率50%以上の出資者については、内外資を問わず、「5年以上の消費金融分野への従事経験」、「直近1年の年度末の総資産が600億元相当額(約7800億円)を下回らない(連結ベース)」等の比較的高い条件が要求されています。

(4) 設立にあたっての許認可・具備すべき条件

消費者金融会社の設立には、主務官庁である銀監会の認可が必要です(4条)。

前述の出資者条件や最低資本金の充足のほか、任職資格条件に適する董事、高級管理者等の設置や、健全なガバナンス制度、内部統制制度、業務操作制度、リスク管理制度の存否等が審査対象になると思われます(5条)。外国の金融機関等が出資者となる場合には、更に、商務部門の認可も必要になると解されます。

(5) 利用者保護に関する条項

利用者の保護に関する条項として、貸付の残高は月収の5倍を超えてはならないという総量規制が設けられています(18条)。

また、貸出金利は「法が定める範囲内で」約定すること(22条)とされています。現行の司法解釈及び中国人民銀行の通知等⁽⁵⁾から判断するに、中国人民銀行が発表する貸出基準金利⁽⁶⁾の4倍以内が「法が定める範囲内」となるものと思われます。

3. 現在の許認可の状況と今後の課題・動向

(1) 現在の許認可の状況

本試行弁法には消費者金融会社の設立場所及び設立数を制限する条項はありません。しかし、現在のところ銀監会は、

「当面は北京、天津、上海及び成都の4都市においてそれぞれ1つずつ試験的に認可する」という運用方針をとっており⁽⁷⁾、実際にも、本年2月から3月にかけて、銀監会の方針通り、上記4都市に1社ずつ消費者金融会社の設立認可例が出てきた状況です。認可を受けて既に開業に至った消費者金融会社では、大型の家電量販店や百貨店等と提携して販売店舗内に専用カウンターを設けて借入申請を受け付ける等して活発な活動を展開し⁽⁸⁾、販売店の売上向上にも一定の貢献をしているようであり、こういった動きに日本の金融機関、量販店も注目しています。

(2) 今後の課題・動向等

上記の通り活発な活動を展開している消費者金融会社ですが、課題もあります。例えば、中国では個人の信用状態の集積が充分でなく信用評価が難しいこと⁽⁹⁾、個人破産制度がないこと、多重債務者対策が十分とはいえないことのほか、個人的繋がりが重視される中国においては、金融機関における個人への審査基準の透明化・客観性確保に更なる改善の余地があるという指摘もあります。

中国での消費者金融会社の導入は未だ試験的な段階にあることから、これらの問題については、試験的に認可された4社の運用経験や諸外国の対応例等を踏まえて、今後更なる法制度の整備や銀監会の監督手法の充実化が図られて行くものと思われ、今後の動向が注目されます。

以上

- (1) 現在、北京では北京銀行の単独出資による北銀消費金融有限公司、上海では中国銀行が 51%を出資する中銀消費金融有限公司、成都では成都銀行とマレーシア Hong Leong Bank との中外合併による四川錦程消費金融有限責任公司、天津ではチェコ PPF グループの 100%出資による捷信消費金融(中国)有限公司がそれぞれ設立されています(銀监会 HP 及び中国金融ネット等)。
<http://www.zgjr.com/News/201033/index/822131177800.shtml>
- (2) 商業銀行のローン・クレジットカードでも、これらのサービスを利用することができる人々の収入は月収 3000 元以上が目安とされているようです(みずほ総合研究所「『中国版ノンバンクローン』の展望と課題」みずほアジア・オセアニアインサイト 2010 年 3 月 24 日号 10 頁)。2009 年 8 月に統計局が発表した上半期の従業員平均賃金(14638 元)から考えると、月収 3000 元という基準は、大都市では月平均賃金を下回るものの全国レベルでは従業員の月平均賃金を上回るレベルと思われる。
- (3) 「消費者金融会社試行管理弁法」についての銀监会責任者の Q&A
- (4) 「貸金業法」6 条 1 項 14 号、3 項、「貸金業法施行令」3 条の 2
- (5) 「人民法院の貸借案件を審理することに関する人民法院の若干の意見」6 条、「高利貸方式により社会の不特定多数に資金を貸し付ける行為の法的性質問題に関する中国人民銀行弁公庁の回答文書」1 条等
- (6) 本ニュースレター作成時点で中国人民銀行がウェブサイト上で発表している貸出基準金利は、6 か月以内の短期貸付の場合で 4.86%/年、6 か月超 1 年以下の短期貸付の場合には 5.31%/年とされています。
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=460&ID=2486>
- (7) 銀监会ウェブサイト(切实贯彻落实中央宏观政策银监会启动消费金融公司试点审批工作)
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=200908138342FBA490783CDAFFADFC4ACB38A000>
- (8) みずほ総合研究所「『中国版ノンバンクローン』の展望と課題」みずほアジア・オセアニアインサイト 2010 年 3 月 24 日号 2 頁、2010 年 3 月 3 日付中国金融ネット等
- (9) 既に「個人情報基礎データバンク」という個人の信用情報の収集システムが存在し、商業銀行等において一定程度利用されているものの、情報の種類・質において未だ充分とはいえず、各商業銀行は個人の信用情報を独自に収集して判断しているといわれています。有識者によると、既に認可を受けている消費者金融会社も、現状は「個人情報基礎データバンク」を利用せず、親会社である銀行が独自に有する個人情報を利用して個人の信用評価を行っていると思われるとのことです。